

令和5年度 九重町決算報告

一般会計

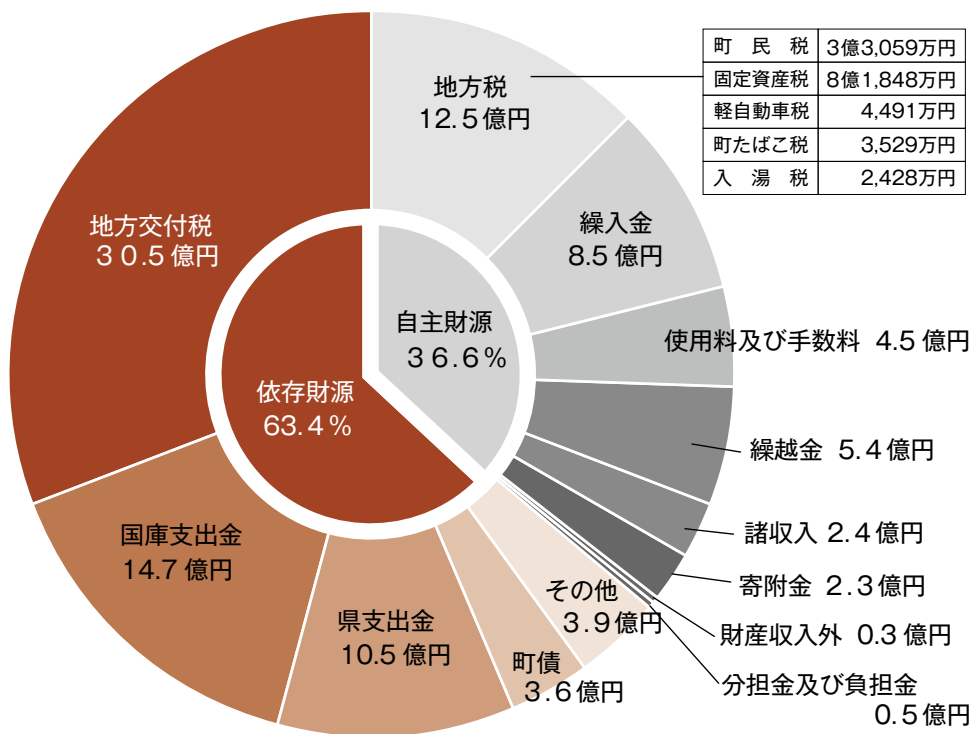
一般会計の歳入は99億6,906万円、歳出は91億9,628万円。歳入歳出差引額は7億7,278万円となり、翌年度に繰り越す財源を控除した実質収支額は5億4,495万円の黒字となりました。

歳入総額

99億6,906万円

歳入は前年度より4億9千万円程度増加した決算額となりました。

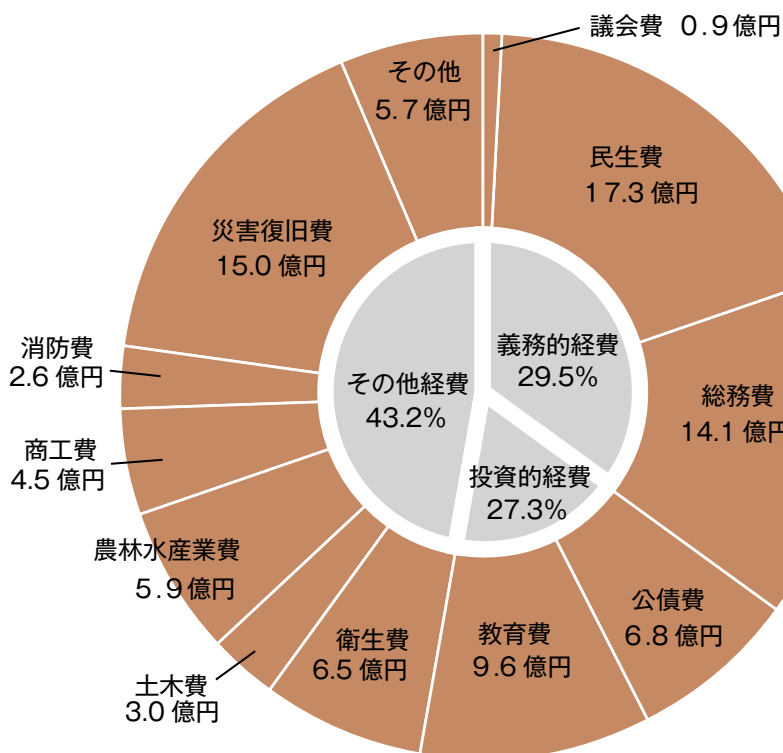
釣住宅宅地造成事業や泉水キャンプ村改修事業などに係る基金の取り崩しや耕地災害復旧に係る県支出金の増加が主な要因です。



歳出総額

91億9,628万円

歳出は前年度より6億円程度増加した決算となりました。物価高騰対策に係る給付金事業や災害復旧事業が増額の主な要因です。



令和5年度の一般会計、特別会計の決算がまとまり、令和6年第3回九重町議会で認定されました。皆さんに納めていただいた税金や、国・県から町に入ったお金がいくらで、どのように使われたか、町の財政状況はどうなっているのか、詳しくお伝えします。

町民1人当たりの歳出（一般会計） **合計 1,092,714円（↑）**

 議会費 （↑） 1万372円 町議会の運営のための経費	 総務費 （↑） 16万7,758円 役場の全般的な事務の経費、ケーブルテレビの経費	 民生費 （↑） 20万6,011円 高齢者や障がい福祉、子育て支援等のための経費	 衛生費 （↓） 7万7,686円 保健衛生や疾病予防、ゴミ・し尿処理のための経費
 農林水産業費 （↑） 7万551円 農業、林業、畜産業の振興のための経費	 商工費 （↑） 5万3,522円 商工や観光の振興、大吊橋運営のための経費	 土木費 （↓） 3万5,490円 道路の改良・維持管理や町営住宅改修のための経費	 消防費 （↓） 3万1,360円 消防団活動や広域消防の負担金等の経費
 教育費 （↑） 11万3,760円 学校教育や社会教育、スポーツや文化活動のための経費	 災害復旧費 （↑） 17万8,348円 災害復旧のための経費	 公債費 （↑） 8万1,247円 町の借金を返済するための経費	 その他 （↑） 6万6,609円 預金への積立や予備費等

（ ）内の矢印は令和4年度決算と比較した増減

特別会計

特別会計は、九重町が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するため、一般会計とは別に経理を行う会計です。

区分	国民健康保険	水道	飯田高原診療所	介護	後期高齢者医療
歳入決算額	14億7,880万円	3億2,086万円	6,138万円	15億4,832万円	1億7,022万円
歳出決算額	14億4,694万円	1億6,917万円	5,925万円	14億7,201万円	1億7,008万円
収支差額	3,186万円	1億5,169万円	213万円	7,631万円	14万円

※水道特別会計については、令和6年度より簡易水道事業会計に移行するために、基金（貯金）をすべて取り崩しており、収支差額が大きくなっています。

 用語説明

一般会計	地方公共団体の会計のうち基本的・全般的な経費を計上する会計
特別会計	特定の目的のために限定した収支を経理する会計
普通会計	市町村同士の財政比較を行うために一般会計と特別会計のうち公営事業会計（法律で規定されているもの）を除いた特別会計を合算したもの 九重町では、一般会計と飯田高原診療所特別会計を合算したもの

歳入

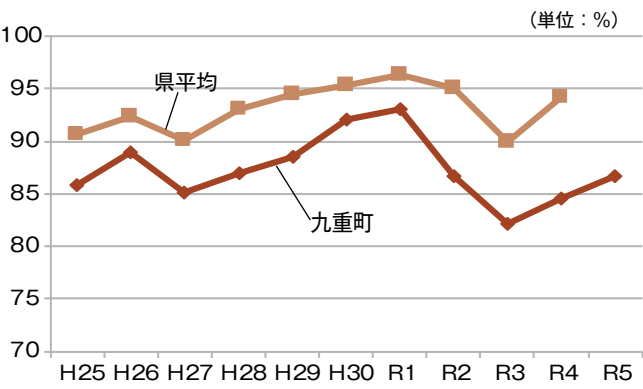
地方税	町民の皆さんからの税金
繰入金	特定の目的のために積み立てられた基金（貯金）を取り崩して収入としたお金
繰越金	前年度から繰り越されたお金
町債	町の借入金
国庫支出金、 県支出金	特定の目的のために国、県から交付されるお金
地方交付税	国が国税として徴収した税金を地方に分配し、市町村間の不均衡を是正するために交付されるお金
自主財源	九重町が自主的に収入できる財源で、この割合が高いほど情勢に影響されないためなるべく確保することが望ましい
依存財源	国や県の基準に基づき交付されたり割り当てられる収入で、町が独自に収入額を決められないもの

歳出

義務的経費	歳出のうち法令等で義務付けられる経費で、人件費（職員給与、議員報酬等）、扶助費（生活保護費や児童手当等福祉に係る費用）、公債費（町の借入金の元利償還金）をいう
投資的経費	道路や施設の建設、災害復旧に係るものなど将来に残るものに支出される経費

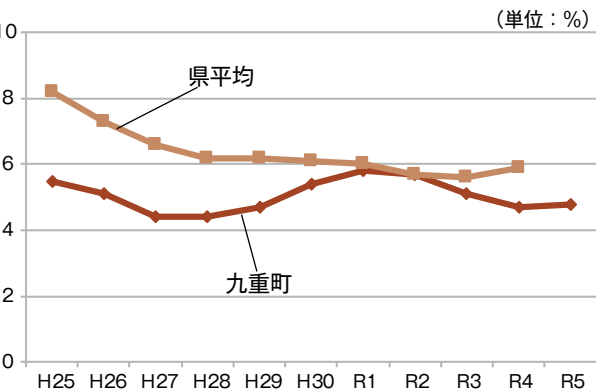
経常収支比率（86.7%）

経常的に見込める収入と、公債費など経常的に支払う必要がある支出を比べたものです。数値が小さい方が弾力的な財政運営が可能となります。



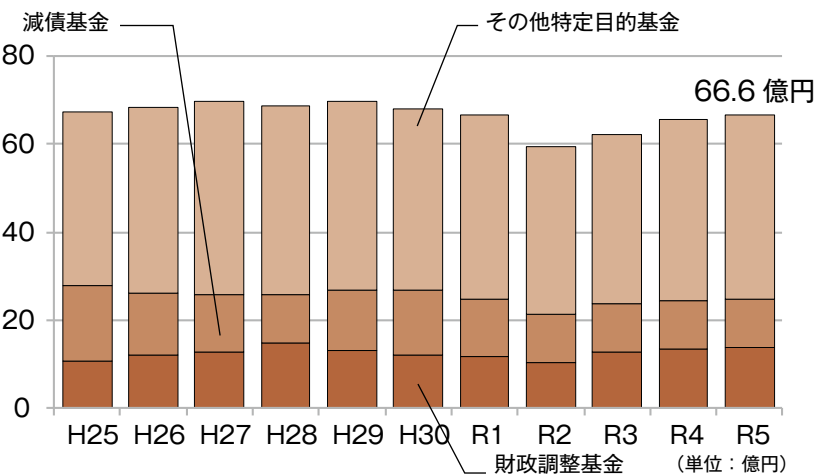
実質公債費比率（4.8%）

標準的な収入に対する公債費の割合で、数値が小さいほど公債費の負担度合いが少ないことを示します。財政負担の健全度を判断するものです。



基金残高推移

基金（町の貯金）は法律や条例に基づいて設置されるもので、特定の目的のために活用することができます。九重町には普通会計に24の基金があります。令和5年度末で約66.6億円となっています。



基金残高（年度末現在高）

※万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります

区 分		令和4年度	令和5年度	基金の目的
財 政 調 整 基 金		13億3,791万円	13億6,563万円	年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金
減 債 基 金		11億481万円	11億2,209万円	地方債の返済を計画的に行うための基金
目 的 基 金	取崩し型（積立型）	39億189万円	39億6,531万円	特定の目的のために資金を積み立てておき、必要な時に取崩して財源等に充てるために設置される基金。九重町では、14の取崩し基金があり、町有施設の整備などの、各種事業に用いられます。
	果実運用型	2億746万円	2億746万円	積み立てた資金を取り崩さず、そこから生じる利息のみを利用し、財源等に充てる基金。九重町では、九重町福祉基金、足立高齢年金基金の二つがあり、敬老の日祝い品、ふれあい郵便事業、配食サービス事業に用いられます。
	その他の特定目的基金合計	41億934万円	41億7,276万円	
基 金 合 計		65億5,207万円	66億6,049万円	

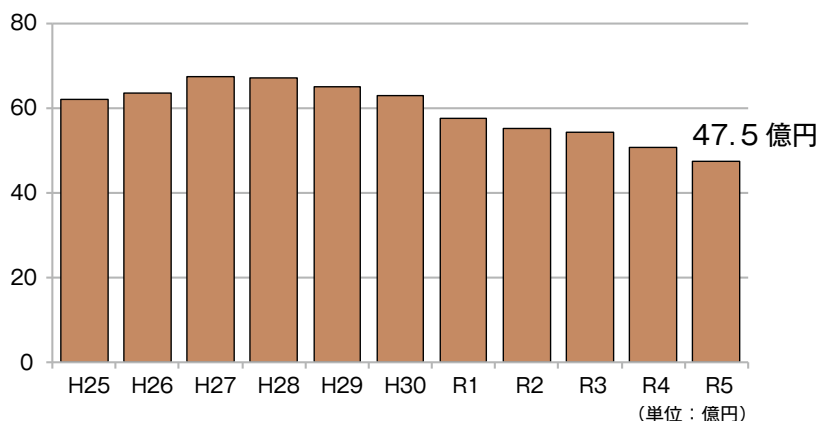
財政調整基金については、突発的な災害等への対応も考慮して、標準財政規模の30%程度（約12億円）を目的に積み立てて行ってきました。令和5年度は取崩しを行なったものの、前年度決算積立により昨年度より2,772万円程度増額しています。減債基金については、令和2年7月豪雨災害における災害復旧事業や防災行政無線デジタル化事業等の大型事業への借入への償還において一般財源が圧迫しないよう余剰財源を活用した積立てを行いながら、適切に運用していきます。

決算に基づく財政状況の指標

	説明	九重町の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計などを対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率	該当なし	15%
連結実質赤字比率	すべての会計を対象にした実質赤字（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率	該当なし	20%
実質公債費比率	一般会計などが負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本にした額に対する比率	4.8%	25%
将来負担比率	一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本にした額に対する比率	該当なし	350%
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	該当なし	経営健全化基準 20%

地方債残高推移

地方債（借入金）は後年での負担する公債費（借金返済）の増加を抑制するため、国の財政措置のある有利なものに限り発行し、残高の抑制に努めています。残高は令和5年度末で約47.5億円です。



事業別地方債残高

※万円未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります

区 分	令和4年度末	償還額	発行額	令和5年度末
公 営 住 宅 事 業 債	1億9,574万円	2,547万円	0	1億7,027万円
災 害 復 旧 事 業 債	5億4,040万円	1,420万円	1億5,830万円	6億8,449万円
緊急防災減債事業債	818万円	818万円	0	0
全 国 防 災 事 業 債	7,710万円	418万円	0	7,292万円
教育・福祉施設整備債	2億1,022万円	2,123万円	0	1億8,898万円
一 般 単 独 事 業 債	3億2,088万円	1,674万円	910万円	3億1,324万円
過 疎 対 策 事 業 債	16億5,550万円	3億3,931万円	1億7,100万円	14億8,719万円
財 源 対 策 債	144万円	112万円	0	32万円
減 税 補 て ん 債 等	1,824万円	235万円	0	1,589万円
臨 時 財 政 対 策 債	20億3,255万円	2億3,842万円	2,226万円	18億1,639万円
合 計	50億6,023万円	6億7,120万円	3億6,066万円	47億4,969万円

起債の内容

災害復旧事業債 1億5,830万円

・過年度災害復旧に要する費用として

一般単独事業 910万円

・急傾斜地崩落対策、砂防施設再生事業に要する費用として

過疎対策費事業 1億7,100万円

・ソフト事業分は地方路線バス運行費補助、コミュニティバス運行費補助に要する費用として
・ハード事業分は釣住宅宅地造成事業等に要する費用として

臨時財政対策債 2,226万円

・地方一般財源不足に対処する特例発行分として